平成29年3月相模原市教育委員会臨時会

- 日 時 平成29年3月30日(木曜日)午後2時30分から午後4時52分まで
- 場 所 相模原市役所 教育委員会室
- 日 程
- 1.開 会
- 2.会議録署名者の決定
- 3.議事
 - 日程第 1 (議案第31号) 相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針の策定について(教育環境部)
 - 日程第 2 (議案第32号) 相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の制定に ついて(学校教育部)
 - 日程第 3 (議案第33号) 相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の制定について(学校教育部)
 - 日程第 4 (議案第34号) 工事計画の策定について(教育環境部)
 - 日程第 5 (議案第35号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について (教育環境部)
 - 日程第 6 (議案第36号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事 について(学校教育部)
 - 日程第 7 (議案第37号) 相模原市教職員健康審査会委員の人事について(学校教育部)

4.報告案件

- 1 相模原市立小・中学校 学校の情報化推進計画(平成29年度~31年度)の策定 について(総合学習センター)
- 2 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)
- 5.閉 会

出席者(5名)

教育長野村謙一

教育長職務代理者 永 井 博

 委
 員
 福
 田
 須美子

 委
 員
 大
 山
 宣
 秀

 委
 員
 永
 井
 廣
 子

説明のために出席した者

説明のために山席した有					
教育局長	笹野	章 央	教育環境部長	新 津	昭 博
学校教育部長	土 肥 ፲	正高	生涯学習部長	佐 藤	暁
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	大 用	靖	教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉山	吏 一
総合学習センター 所 長	齋 藤 嘉	嘉一	総合学習センター 担 当 課 長	篠 原	真
教育環境部参事 兼 学 務 課 長	井 上 泵	京子	学務課担当課長	松島	政 幸
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒井	哲也	学校保健課統括副主幹	丸小野	美 紀
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	山口和	和夫	学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉	雅彦
学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	江戸谷 智	智 章	学校教育課課 長代理	大 津	明博
学 校 教 育 課 担 当 課 長	古屋	礼史	教 職 員 課 長	佐々木	隆
教職員課担当課長	金子喜	喜裕	教職員課担当課長	佐 野	強史
事務局職員出席者					
教育総務室主任	田村	雄 一	教育総務室主任	齋 藤	竜 太

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会3月臨時会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と私、野村を指名いたします。

はじめにお諮りをします。本日の会議を、公開の会議とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方はお入りいただいて結構です。

(傍聴人の入場)

相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針の策定について 野村教育長 これより日程に入ります。日程1、議案第31号、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をいたします。

新津教育環境部長 議案第31号、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に 関する基本方針の策定につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、学校規模に関連する諸課題を解決するため、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針を策定いたしたく提案するものでございます。

策定の経過をご説明いたします。恐れ入りますが、関係資料の2をご覧ください。

基本方針は、平成27年7月より開催いたしました相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの提言書をもとに基本方針案を作成し、パブリックコメントの実施及び小中学校の各校長会等に意見を伺ったものでございます。

次に、パブリックコメント手続の実施結果についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、関係資料の3をご覧いただきたいと存じます。

パブリックコメントは、平成29年1月5日から平成29年2月3日までの期間で実施し、14人の方から44件のご意見をいただきました。主な意見の内訳は、ア、イに示してございます「意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの」が31件、「ウ、今後

の参考とするもの」が12件、「エ、その他」が1件となっておりまして、方針内容等 に意見を反映するものはなかったことから、修正は行わないことといたしました。

次に、学校長からの意見についてご説明いたします。恐れ入りますが、関係資料の4 をご覧いただきたいと存じます。

市内の全市立小中学校長を対象に、平成28年12月1日から平成29年1月10日までの期間で意見を募集し、小学校72校中37校、中学校37校中32校の学校長から意見の提出を受けました。意見の主な内容は、議案第31号別紙の基本方針最終案の27ページをご覧いただきたいと存じますが、将来の環境変化を見据えた中長期的、継続的な取組体制につきまして、検討組織の整備や合意形成に向けた議論の主体を明確にすることが望ましい旨でしたので、その趣旨を反映し内容を修正したものでございます。

次に、基本方針最終案の概要を主な内容に絞ってご説明申し上げます。恐れ入りますが、関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

本基本方針策定の趣旨でございますが、少子化の進行による児童生徒数の減少や市町合併など、本市の学校を取り巻く社会状況に大きな変化が見られ、社会性を養うための一定の学校規模の確保、施設規模に適した学校規模の維持及び更新の時期を迎える学校施設の整備などの問題が発生する恐れがあることから、諸課題を解決するための基本的な考え方を整理し、取組の進め方をお示ししたものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。「4 望ましい学校規模」でございますが、 学校規模が教育環境に与えるメリットを最大化し、デメリットを最小化するという視点 から、望ましい学校規模を、小学校は18学級から24学級、中学校は15学級から2 1学級の範囲と定めました。原則として、望ましい学校規模に近づけるよう努めること で、学校規模に起因する課題を解決する必要があります。

3ページをご覧ください。「8 望ましい学校規模の実現に向けた進め方」でございますが、「(1)課題への対応優先度」「ア 優先して対応することが望ましい学校規模の範囲」といたしまして、望ましい学校規模の範囲から外れている学校のうち、優先的に課題解決に努める必要がある範囲を、過小規模校が小学校11学級以下、中学校5学級以下、過大規模校が小中ともに31学級以上と定めました。

4ページをご覧ください。「(2)検討対象地域の選定」でございますが、平成28年度から平成34年度までの児童生徒数の推計期間内におきまして、課題解決の緊急性が比較的高いと考えられる地域を整理したものでございます。

過大規模校が発生する地域ですが、橋本小学校が平成32年度から市内で唯一の過大 規模校になることが予測されております。

一方で過小規模校が発生する地域ですが、相武台周辺地域ではもえぎ台小学校が既に 過小規模校でございまして、平成31年度には相武台小学校も過小規模校になることが 予測されております。

また、光が丘周辺地域では、平成34年度に青葉小学校が過小規模校となることが予測されております。

津久井地域では過小規模校に加え、1学級の児童生徒数が10人に満たない学校が複数発生しておりますが、一方で通学区域の範囲が広いなど、旧市域とは条件が異なる部分が多いため、地域性を十分に考慮した解決手法を選択する必要がございます。

5ページをご覧ください。学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域でございますが、相模大野周辺地域をはじめとして、学校規模は大きくないものの、児童生徒数の増加が見込まれるため、将来的に教室数の余裕がなくなることが予測されております。そのような場合には、児童生徒の学習環境に支障が出ないよう対応する必要がございます。

「(4)課題解決の進め方」でございますが、短期的に取り組むことが望ましい課題に対する進め方としましては、平成29年度から改めて市内小中学校の現状調査を行いまして、緊急性が高い学校・地域の選定を行い、教育委員会が主導して早期に対象学校への問題を提起し、合意形成に向けて関係者と協議を行います。

6ページをご覧ください。将来の環境変化を見据えた中長期的、継続的な取組体制につきましては、学校規模に関する関係者間の情報交換や課題の共有を目的とした検討組織を課題への対応優先度に応じて段階的に全校に整備し、将来の環境変化に対してスムーズに対応できる体制を構築してまいります。

なお、合意形成に向けての協議を開始する場合には、検討組織からの要望を受けて教育 委員会が議論を主導いたします。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 パブリックコメントの意見を出された方が少ないことが気になるところです。

今後のスケジュールの中で、4月以降に地域との協議を行うとありますが、今後の進め 方については丁寧に意見交換を行っていくということでよろしいでしょうか。

松島学務課担当課長 基本方針では過小規模校や過大規模校が現存することや、将来的に 見込まれる地域があることを示しており、地域によって違いがございますので、まずは学 校長の意見を伺うなどの調査を行い、その上で地域性等も踏まえて、委員会として取り組 んでいく方向性を検討してまいります。併せて、学校や地域に出向きまして、検討組織の 立ち上げなどを地域の皆様ときめ細かく意見交換を行い、課題の解決に向けて取り組んで まいりたいと考えております。

大山委員 パブリックコメントでは、津久井地域に関係する意見が出ており、基本方針の中で問題点があぶり出されていると思うのですが、課題解決に向けた取組について津久井 全体として何か考え方等あるのでしょうか。

松島学務課担当課長 旧市域と津久井地域との大きな違いとしましては、旧市域ではコミュニティの中に複数の小学校、中学校がある状況でございますが、津久井地域につきましては、それぞれの地域、集落で学校が小学校 1 校、中学校 1 校ということで、地域の中で学校が地域コミュニティの核となっている要素があると思います。

そういった点も踏まえまして、津久井地域につきましては旧市と同様の扱いではなく、 個別に地域性も配慮した対応が必要だと考えておりますので、地域の皆様の意見をじっく りと聞かせていただきまして、その上でより良い解決策を考えてまいります。

野村教育長 特に、津久井の中ではご承知のように焼失した青根小学校が、今中学校に暫定的に同居した形になっていますので、優先順位としてはその問題にまず取りかかる必要があると考えております。

永井(廣)委員 パブリックコメントの意見として、関係資料の3の11ページの4で小学校区、中学校区、自治会区等が複雑なエリアがあると書いてありますが、この部分で例えば中1ギャップの解消のためには、小学校ごとにそのまま同じ中学校にみんなが入れるほうが望ましいという親の願いがあったりします。小学校の一部の子だけ違う中学校に行ってしまうという地域もあったりするのですが、小学校が区をまたいでしまっているところがあるのと、それに合わせて公民館区がまた複雑に絡み合っているところがあるんですね。子どもがどこに行ったらいいのかと悩んだり、4つの小学校で1つの公民館のところもあったりしますので、少し整理をするなど全般的に縦割りではなく、広いところから見て解決をしていただきたいと思っているのですけれどもいかがでしょう。

松島学務課担当課長 通学区域の問題でございますが、基本方針を作る際に検討委員会の中でもご議論をいただいておりまして、その中で今後の課題としまして、中学校と小学校それからコミュニティとの関連ということで、今後取組が必要であるというご意見をいただきましたので、この方針の中に入れさせていただいているところでございます。

現状としますと、学校が配置されている場所としまして、やはり地域の中の中心地にあるというわけでもございませんので、場所によっては均等でないという中で、仮にそのコミュニティとの一体性を図った場合には、現行よりもかなり通学距離が長くなってしまうご家庭も出てきてしまうという点が一番の課題と考えてございます。そのため、通学区域の問題を考える際には、じっくりと地域の皆さんや保護者の皆さんのご意見を伺った中でどのような形がより良いのか検討していく必要があると考えております。

永井(博)委員 関係資料1の4ページ、5ページで、過大規模校が発生する地域と過小規模校、それから津久井地域や学校施設の容量に問題が生じる可能性のある地域の大枠がとてもよく理解できるのですが、5ページの下段に短期的に取り組むことが望ましい課題に対する進め方と書いてあります。こういうことは、合意形成をするのにも結構時間がかかるものだと思うんです。ここには数字が入っていませんが、例えば目途と言いますか問題発見はどのくらいまでにするとか、課題解決は何年後を目指すとかそういうことはあるのでしょうか。地域によってももちろん違いがあると思いますが、お伺いします。

松島学務課担当課長 時期的なものを直接的に示していないわけでございますけれども、 短期的な取り組みということでございますと、やはり5年以内に着手ということを考えて おります。ただ、着手した後、具体的にその地域の皆さんにじっくり意見を伺うという必 要がございますので、全て5年以内に完成ということではなくて、やはり着手を5年以内 に進めていきたいと考えております。

福田委員 パブリックコメント手続の実施結果の12ページ、13ページのご質問やお答えの中にあります小規模校の場合に、どのような形で再編していくかという案に関して小中連携、小中一貫義務教育学校というような選択肢があるかと思うんですよ。こういうことについても、これから可能性を検討するということで5年以内に着手ということであるのでしょうか。

それと合わせて、コミュニティスクールという運営形態のことについても一定の方針を ご検討いただくということが必要になってくるかと思いますので、よろしくお願いしたい と思います。 野村教育長 先ほど職務代理から出された時間的な問題については、優先度が高い地域は 5年ということではなくて、もっと早期の実現を目指すということが基本になると思いますし、目指さなくてはいけないのではないかと考えます。

永井(博)委員 状況は刻々と変わってくると思うんですよ。ですから今の時期にこういうものを作っても、少し経つと陳腐なことになってしまうということはよくあることですので、期限を正確に区切って、そこまでなかなかいかない現状というのは承知していますが、目安はあったほうがいいのではないかと思います。

福田委員 子どもの数が変化しているかと思います。議論はあっても子どもがいない。将来的に起こり得るということがありますよね。

新津教育環境部長 今、委員の皆さんにご心配をいただいているとおりに、これは全ての 学校に当てはまるわけではなくて、やはり緊急度の高いところは速やかにやらなければい けないと考えています。

例えば青根地域につきましては、今小学生が4人、中学生が7人の状況ですが、2年後の平成31年3月30日における生徒数は中学生が2人になってしまう見込みであるため、そのような状況が果たして本当にいいのかということを、きちんと考えていかなくてはいけないし、そのように考えますと5年以内という期間では困るわけですので、必要なところには迅速に対応していきたいと考えてございます。

野村教育長 いずれにしましても、本日のスケジュールでもお示ししていますとおり、現 状調査で緊急性が高い学校地域の選定をするということですので、その内容については、 教育委員の皆様に報告をさせていただき、ご意見を伺いたいと思います。

また、方向性につきましては、また改めて議論をさせていただきたいと思います。

福田委員 青根小学校の焼失後の状況について、もう少し詳しく教えていただきたい。そこをしっかりつかまないと、先のことが見えてこないと思うんですよね。現状としてどうなのかということを教えていただきたいと思います。

新津教育環境部長 火災から1年経つわけですけれども、火災が発生した時期が入学式前だったということで、速やかに中学校を借りて入学式が出来るようにし、それから子どもたちに不利益のないように、ということで入れられるものから備品を入れて、応急的にスタートしたところでございます。現状としましては、空き教室を活用し小学校と中学校を同じ建物の中に併設をして小中連携校という形で、運営をしています。運営状況は、非常にいい状況で、子どもたちも過ごしているというふうに聞いています。

先ほども少し話がありましたが、学校は地域との関係がやはりありますので、そこをどう解消するのかを我々は気を使いながら、子どもたちに不利益が出ないように最大限努めているところでございます。

校舎については、具体にどこが悪いということは聞いておりません。

福田委員 仕切りの問題があるようなお話でしたが、その点はいかがでしょうか。

新津教育環境部長 以前、小と中の教室で間に仕切りを入れることも検討しておりましたが、実際のところではない方がいいということでしたので、仕切りは入れておりません。 野村教育長 よろしいでしょうか。

では、他に質疑等がございませんので、これより採決を行います。

議案第31号、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針の策 定についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の制定について

野村教育長 次に日程2、議案第32号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第32号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の制定についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、市町村立学校職員給与負担法の改正により県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、学校職員の給与について所要の定めをいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

はじめに、今回制定いたします規則は、昨年3月に制定いたしました「相模原市学校職員の給与に関する条例」において、教育委員会規則で定めるものとした特殊勤務手当や管理職手当などに係る支給対象や支給額等について規定するものでございます。

それでは、制定する主な内容につきまして第1条から順にご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第32号の最終ページ、議案第32号関係資料をご覧いただきたいと存じ

ます。

- 1の「主な内容」ですが、(1)第1条として本規則の趣旨を、(2)の第2条として職員給与台帳の作成及び管理について、規定するものでございます。
- (3)の第3条から第6条まで、特殊勤務手当の対象となる業務や額、及び支給方法等について、規定するものでございます。
- (4)の第7条から第11条までは、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に規定するもので、へき地学校1級として相模原市立青根小学校及び青根中学校を指定するほか、へき地手当に準ずる手当の支給対象職員や支給期間等について、規定するものでございます。
- (5)の第12条及び第13条として、管理職手当及び管理職員特別勤務手当の支給対象となる学校職員の職の指定及び支給する額等について、規定するものでございます。
- (6)の第14条として、期末手当及び勤勉手当に係る職務段階別の加算割合等について、規定するものでございます。
- (7)の第15条として、義務教育等教員特別手当の額及び支給方法について、規定するものでございます。

最後に、2の施行期日についてでございますが、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

大山委員 確認なのですが、何回か県費の移行の条例規則のことは耳にしたのですが、説明がありましたけれど、どこがこれまでに出てきたものと違うのでしょうか。内容としては、今までに何回か聞いているような内容ですが、端的に違いだけを説明してください。 佐々木教職員課長 本規則につきましては、昨年度3月に条例が制定されました中で、別に規則で定めるとした条例を受けての規則なります。具体的には、特殊勤務手当の支給額や支給対象を詳細に決めたものであり、また、へき地手当の該当する学校を具体的に定めたものでございます。

福田委員 管理職手当については、教頭が全面的に副校長になるというようなお話があったわけですが、この変更によってどう金額等が変わってきたのかを教えていただきたいで

す。今までのものに即して、準じて妥当性というものを見ていくことが必要と思います。 佐野教職員課担当課長 まず、今回この規則の制定に当たりまして、教頭先生の具体的な 管理職手当の額につきましては6万1,500円から、副校長に変更ということで6万8, 700円に改定をしてございます。これにつきましては、副校長の職務が校長補佐となり まして、一部学校の管理運営を行うことができるということで新たな権限を付与するため、 職域の広がりや責任の重さ等を考えまして、若干ではございますけれども増額させていた だいたということでございます。

また同様に、校長先生につきましては、現在7万5,600円の管理職手当を7万9, 300円と制定したところでございます。

永井(博)委員 今、幾つかの質問の答えの中で、昨年条例が制定されたときに決めをつくったわけですよね。ここで出るというのは、改定ということなのか1年前に決めていなかったことを今出したのか、その辺りが私の中では理解できていないところがある。

佐野教職員課担当課長 今回、まず移譲にあわせまして、今回のこの額を含めまして、ある程度の仕事内容を職員団体等と調整した中では、増額という方向で検討をさせていただきました。ただし、具体的な額につきましては一応の目安としまして、今回お示ししたものをベースに調整させていただいているのですが、最終的には条例ではなく規則で定める事項でございますので、この時期に制定をさせていただいたところでございます。

野村教育長 これまでご説明してきたのは、条例で決めた部分についてのことでしたが、 今回は規則で定めた部分について、ご説明をしているということですね。

福田委員 よく事情がわかりましたが、県費のときと比べてこの手当は大体それに準じているようなものなのか。

佐々木教職員課長 県費のときにとの比較ですが、特殊勤務手当等については基本的には神奈川県と同じものをベースにしておりますが、一部整理、統合するとともに、例を挙げますと、特殊勤務手当の休日の部活動に従事した場合の手当の額につきましては、義務教育国庫負担金の最高限度額まで上げ、2,800円から3,000円まで上げるという改定をさせていただいたものでございます。

福田委員 先ほど2,800円を3,000円にするというようなことの中で、先生方の休日の過ごし方等についてのご配慮があったのかなと私は理解したのですが、やはり勤務時間等についても今後ご検討願いたいなというふうに思います。

野村教育長 教職員の多忙化については、本年度教育総務室が主となって各課といろいろ

調整をし現場からのアンケートを実施しながら、できれば新年度中に幾つかの取組の具体 的な内容というのを、ご説明できるようにしたいと思って作業をしています。

永井(廣)委員 ちょっとお聞きしたいのですが、「別表第1」の第4条関係というところですが、第1号の業務というところに「6時間以上だと7,500円の日額で、2時間以上6時間未満だと1,100円」とあります。これは時間給ではなく、2時間やっても同じ金額ということなのでしょうか。

佐々木教職員担当課長 こちらにつきましては、時間と書いてありますが、どちらかというと6時間以上、仮に10時間勤務した場合でも6時間10分勤務した場合でも金額的には同じということでございます。

永井(廣)委員 時給ではないのですか。

佐野教職員課担当課長 今回この6時間以上というのは、国庫の基準で定められておりまして、その2時間以上6時間未満という部分につきましては、6時間勤務しなければ出ない手当というのもいささか乱暴だろうという中で、神奈川県が独自に創設したということを聞いております。

先ほども課長から申し上げましたとおり、移譲に合わせまして基本的には県と同一の基準を引き継ぐような形で制定させていただきましたので、県が恐らく国庫負担金等の範囲の中で最大限に出せる金額ということで、このような1,100円という形で設定をしたと承知しております。

永井(廣)委員 先の震災のときには、親が迎えに来られなくて夜11時まで学校の先生と一緒に残っていた児童がいたのですけれども、そういうときにはこの6時間以上の75 00円が支払われるということなのでしょうか。

佐野教職員課担当課長 基本的には、まず週休日の場合については、振り替えの対応というのが原則でございます。もし、振り替えられないような事情があった場合については、この特殊勤務手当の対象になってくるということでございます。

野村教育長 その他、特にございませんか。よろしいですか。

他に質疑、ご意見ございませんので、これより採決を行います。

議案第32号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の制定についてを、原案 どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務状況に関する規制の制定について 野村教育長 続いて、日程3、議案第33号、相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の制定についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

土肥学校教育部長 議案第33号、相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する 規則の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、常勤代替教諭等の勤務条件について所要の定めをいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

はじめに、今回制定いたします規則は昨年3月に制定いたしました「相模原市学校職員の給与に関する条例」において、常勤代替教諭等の勤務条件等については教育委員会規則で定めるものとしたことから、常勤代替教諭等に適応する勤務条件や休暇等について規定するものでございます。なお、常勤代替教諭等に適応する給料や諸手当等につきましては、別途相模原市人事委員会規則等で規定をしております。

それでは、制定する主な内容につきまして、第1条から順にご説明申し上げます。恐れ 入りますが、議案第33号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の主な内容ですが、(1)の第1条として、本規則の趣旨を規定するものでございます。

- (2)の第3条から第8条までは、常勤代替教諭等に適用する勤務時間・週休日・休憩時間等は「相模原市学校職員の給与に関する条例」で規定する学校職員の例によるものとするものでございます。
- (3)の第9条から第14条までは、 常勤代替教諭等に付与する休暇等については、 年次休暇、特別休暇、傷病休暇、介護休暇及び介護時間とするもので、 の年次休暇につ きましては、アからウの運用期間に応じて表の日数をそれぞれ付与するものでございます。 また、 の特別休暇につきましては、本規則別表第1の事由欄に掲げる場合に常勤代替教 諭等に対して、有給または無給の特別休暇を与えることができるものとするものでござい ます。 の傷病休暇につきましては、常勤代替教諭等が傷病のため療養を要すると認める

場合は、有給または無給の傷病休暇を与えることができるものとするものでございます。

の介護休暇及び介護時間につきましては、要介護者の介護をする常勤代替教諭等に対して無給の介護休暇または介護時間を与えることができるものとするものでございます。

最後に2の施行期日についてでございますが、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいます ようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

永井(博)委員 一般職の常勤代替教諭等という言葉は聞きなれないところなのですが、いわゆる常勤代替教諭というのは学校で言う臨時的任用職員というふうに理解してよろしいのでしょうか。

佐々木教職員課長 委員のご指摘のとおり、県費負担教職員においては臨時的任用職員と呼んでおりましたが、本市の給与型ではない臨時的任用職員と区別をするために、平成29年4月からは「常勤代替教諭」と呼ぶことになります。内容としましては、従前の県費負担教職員の臨時的任用職員と同一のものでございます。

永井(博)委員 よくわかりましたが、一般的に学校内での呼び方として、私が昔学校に いたときは本人に言うかどうかは別ですが、「臨時的任用の方」という言葉を使っていま したが、今後はこの言葉なのでしょうか。

佐々木教職員課長 平成29年4月からは、この言葉を使っていただくことになります。 大山委員 今の質問に関係することなのですが、今の名称の変更というのは相模原市独自 のものなのでしょうか。あるいは他の政令市も同様の変更なのでしょうか。

佐々木教職員課長 常勤代替教諭という名称につきましては、相模原市独自の名称でございまして、もともと本市にはいわゆる賃金型の臨時的任用職員という職がありまして、それとの混同を避けるために今回いわゆる給与型の臨時的任用職員のことを「常勤代替教諭」という形で呼称を分けさせていただいたということでございます。

野村教育長なかか伝わりにくいので、かみ砕いて説明していただければと思います。

○佐野教職員担当課長 市と県費との臨時的任用職員の違いでございますけれども、本市の 臨時的任用職員というのは、いわゆる事務補助ということで、誰かの命を受けて事務を補 助するという立場でございます。しかしながら、県費負担教職員につきましては任用期間 の定めがあるものの、いわゆるクラス担任を持ったりですとか、授業をするということで、 我々正規の職員と同じように主体的に職務にあたるため、職の違いということで県費負担 教職員についてはそれに見合った報酬として給与を支給するものでございます。

一方、行政側の事務補助につきましては、あくまでも補助ということでございますので、 それに見合った報酬ということで、いわゆる時給いくらという賃金型の報酬を支払ってい るということでございます。

野村教育長 我々行政の一般職の中で使っている「臨時」というものと、明確に分けるために常勤代替教諭という名称を使うということになります。

福田委員 文言的にはこちらの方がよろしいように思いますが、一般的に「臨任、臨任」 と言っているため、しばらくそれは続くかなと思います。確かにおっしゃるように、「常 勤代替」と言ったほうが正確ですよね。全国にきっと広まっていくと思います。

野村教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第33号、相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則の制定についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

工事計画の策定について

野村教育長 次に、日程4、議案第34号、工事計画の策定についてを議題といたします。 事務局より説明をいたします。

新津教育環境部長 議案第34号、工事計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定によりまして、一事業1億円以上の校舎、その他の施設の整備に関し、工事計画を策定いたしたく提案するものでございます。

今回計画いたします工事は、議案に示してあるとおり田名北小学校ほか3校の校舎改造工事、中野小学校ほか3校の屋内運動場改修工事及び大沢小学校ほか4校の空調設備設置工事の合計13件でございます。

予算額及び工事の概要につきましては、表に示してあるとおりでございます。

工事期間につきましては、校舎改造工事は平成29年6月に着工いたしまして、11月

の完成を予定してございます。屋内運動場改修工事につきましては、学校行事等を勘案しながら平成29年9月以降に順次着工いたしまして、平成30年2月までの完成を予定しております。空調設備工事につきましては、平成29年6月以降、順次着工いたしまして、平成30年2月までの完成を予定しております。

それでは、工事計画図に基づいてご説明をいたします。議案第34号関係資料の1ページから4ページをご覧いただきたいと存じます。

田名北小学校ほか3校につきましては、網かけをしてございます校舎が当該工事対象箇所でございまして、工事の内容は屋上防水、外壁塗装、内部改修、給排水衛生設備及び電気設備の改修工事でございます。なお、トイレが設置されてございます校舎につきましては、あわせてトイレ改修の工事も行うものでございます。

次に、5ページから8ページをご覧いただきたいと存じます。

中野小学校ほか3校につきましては、網かけをしてございます屋内運動場が工事対象箇所でございまして、工事の内容は屋根の改修、外壁塗装、内部改修、給排水衛生設備及び電気設備の改修工事でございます。

次に、9ページから13ページをご覧いただきたいと存じます。

大沢小学校ほか4校につきましては、網かけした普通教室等が当該工事対象箇所でございまして、空調設備の設置工事を行うものでございます。

14ページの参考資料をご覧いただきたいと存じます。

予算額が1億円に満たない工事につきましては、教育長に事務が委任されているため議案にはなってございませんが、平成29年度は小中合わせまして桜台小学校ほか9校のトイレ整備、及び上溝南小学校ほか10校の空調設備設置工事を予定してございます。なお、各事業の進捗率は下の表に示したとおりでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

これより質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

大山委員 確認ですが、これら工事費の予算は平成28年12月補正予算により、前倒しの対応を行ったものでしょうか。

山口学校施設課長 平成29年度の工事計画の策定に係る工事費につきましては、昨年1 2月に補正予算で組みました予算を繰越明許いたしました。それに伴いまして、今年度工 事を計画するということでございますので、平成29年度当初予算ではなくて平成28年 度の繰越明許の予算で実行するというものでございます。

福田委員 校舎の改造につきましては、2億円前後というものなのでしょうか。1億何千万円に収まっているものと2億円を超えるものとの差というと、屋内運動場では小学校と中学校とで面積が異なることもあろうかと思うのですが、大きく差が開くところで見ると小学校と中学校では何が違うのか、説明していただきたいです。

小杉学校施設課担当課長 校舎改造工事の金額の差につきましては、面積の違いによるものでございます。例えば青葉小学校ですと大体757平米ぐらいで約1億8,000万円なのですが、大野台中央小学校になりますと大体1,600平米ほどございますので面積の差によって、細かい仕様に違いが出ております。

屋内運動場につきましては、繰り越し事業として設計中の段階でありまして、正確な金額というのは今後算定されるわけですが、概算はやはり面積を加味したものでございます。例えば中野小学校については965平米ございますが、上溝中学校になりますと大体1,500平米ほどございますので、面積差というところで金額の差が生じているということになります。

永井(博)委員 工事の内容は、校舎の配置図と網かけもしてありますので大変よくわかります。一般的に考えて、校舎の傷みというのは建設してから日が経てば傷むのであろうと容易に想像ができるのですが、例えば当初計画していたよりも早くこのような補修をしなければならないだとか、その逆もあるのでしょうか。工事はある法則というか、何かに乗っ取った順番なのでしょうか。思わぬ故障、不都合ができて急ぐというのも、もちろんあるのでしょうが、早く傷む、妙に長もちするというのはあるのでしょうか。

小杉学校施設課担当課長 改修のルールにつきましては、基本的に建設から概ね30年を経過し老朽化した校舎を対象にしているというところでございます。今回の建物につきましては、大体昭和53年に建設されたものになり、建設から既に40年近く経っていますので、概ね全てそれなりの劣化は進んでいるということです。劣化につきましては、施工の精度とか、気象条件によって劣化の進み方が若干は違いますけれども、毎年の点検や学校の方で不具合を管理しておりますので、そういったところで出てきたものについては修繕対応をしたり、あるいは、今回もう設計が終わって今回工事をやりますので、その設計の段階で著しい劣化があるところについては、重点的に工事対応を行うですとか、進捗はやはり施工とか条件によってまちまちですので、学校の選定ということでは大きく30年

以上経過した学校に対して改修を行っていくというルールで進めております。

福田委員 今回のこの工事計画等については説明していただいたのでわかりましたが、 いろいろ視察させていただく中で、雨漏りとかが起こっているようなところも実際ある わけです。そういったことに関する応急的な対応というのは、短期間にできるものなの でしょうか。1年間どういうふうに進んでいくのか説明してください。

小杉学校施設課担当課長 雨漏り等の緊急的な対応につきましては、現場にいらっしゃる先生が雨漏りが生じたということで、修繕の要望書を学校施設課に提出していただくことになっており、提出された要望を踏まえまして、随時対応しているところでございます。

福田委員 緊急対応用のフレキシブルな予算は確保してあるということでしょうか。 小杉学校施設課担当課長 修繕費ということで、いろんな修繕に対応できるような予算 は毎年とってございます。

永井(廣)委員 小学校の空調設置工事の計画図ですが、例えば、小山小学校は各室設置済みと書いてあるところもありますが、ほかの学校などで、例えば、網かけのない職員室とか図工室とか家庭科室というのは、すでにあるから設置しないという解釈でよるしいのでしょうか。

山口学校施設課長 委員のおっしゃるとおり、網がかかっているところについては、今回空調設備を設置する場所になっており、それ以外で必要な場所につきましては、既に設置済みとなっております。具体的には、管理諸室と言いますが職員室や校長室、保健室ですとか、支援級のある教室で必要な空調については設置がされており、それ以外でついていないところについては、普通教室等ということで今回整備をするというものでございます。

野村教育長 この件につきまして、他にはございませんか。よろしいでしょうか。

他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第34号、工事計画の策定についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

野村教育長 次に、日程5、議案第35号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の

人事についてを議題といたします。なお、本議案は大山委員の一身上に関する事案ですが、引き続き大山委員に出席をいただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、引き続き大山委員に出席いただくことにいたします。

事務局より説明をいたします。

新津教育環境部長 議案第35号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、議案の下段にございますとおり、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴いまして、新たに委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定によりまして、提案するものでございます。

はじめに、結核対策委員会の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第35号参考資料をご覧いただきたいと存じます。本委員会は、 附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、1の設置目的にございま すとおり、市立小中学校における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染 者の早期発見等を目的として実施する結核検診及び患者発生時の対策に関する事項につ いて、調査審議を行う目的で設置されているものでございます。

2の定数及び構成でございますが定数は12名以内で、記載のとおりの6つの選出区分に基づき構成されておりまして、任期は1年でございます。

4の開催実績でございますが、昨年の7月27日に開催しております。

なお、本委員会は、結核検診の結果、異常ありとされた児童がいない場合及び審議案 件がない場合は、開催しないものとしております。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただきたいと存じます。本議案は、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期が、3月31日をもちまして満了することに伴いまして、新たな委員を委嘱するため提案するものでございまして、委員の構成につきましては中段の名簿のとおり、任期は、下段2にございますように、本年の4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

恐れ入りますが、裏面の委員名簿をご覧いただきたいと存じます。委嘱する委員の選出区分に基づく構成でございますが、相模原市医師会から推薦をいただいた医師といたしまして、小林信一氏、原田工氏、平石聰氏、野々山勝人氏。市立小中学校の学校医と

いたしまして、大山宣秀氏、山口雅之氏。結核に関し専門的知識を有する医師といたしまして、品田純氏。相模原市保健所長、鈴木仁一氏。市立小学校長会及び中学校長会から推薦をいただいた、市立小中学校の校長といたしまして、田中多輝子氏、駒形典彦氏。相模原市小中学校の保健養護研究部会から推薦をいただいた、市立小中学校の養護教諭といたしまして、井上静穂氏、窪田純子氏、以上の12名の委員の委嘱をお願いするものでございます。網掛けをしてございます7名の方が新任の方でございます。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいま すようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。この件について質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

大山委員 この相模原市立小中学校結核対策委員会ですが、私、15期ということになっていて、この委員会ができたときから委員として加わっています。文部科学省の考え方として、この結核対策委員会を置くかどうかというのは、市の判断によるということになっており、学校医にその判断をまかせていいということに、2、3年前に改正がされました。この対策委員会の実状について、補足の説明をお願いします。

荒井学校保健課長 実状としましては、過去に学校検診で結核の患者さんが出たという経 緯はないのですが、やはり、結核という病気ですから、一旦発生すると感染するという ことで、何かあった場合は、そうした対応をしていくということでやって行きたいと思 っております。

福田委員 開催実績というのは、去年は1回ということですか。

荒井学校保健課長 そのとおりです。

大山委員 保護者に書いていただく問診票というのがあります。その中に、この結核の対策の事項をどう扱うかということで、少し検討事項になったことがありました。そのため、開催をしました。

福田委員 全く開催しない年もあるのですか。

大山委員 そうですね。特に異常者もないということで、開催しない場合はあります。それから、実際に学校等で教職員が結核になり、これはいろいろ検診をしなければいけないというのは、むしろ、この委員会というよりは、保健所の業務になりまして、保健所の方から保健所長を中心として、そういう結核の検診をするということになっています。この小中学校の結核対策委員会の中で検診をするということではなく、本来の保健所の仕

事としてやっています。

野村教育長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。

ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

休憩いたします。再開は午後4時といたします。

(休憩・午後3時48分~午後4時00分)

相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について 野村教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 6、議案第 3 6 号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第36号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人 事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員1名から任期途中において 辞職したい旨の申出がございましたので、これを承認し、後任の委員を委嘱することに つきまして、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第36号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の概要につきまして、ご説明申し上げます。本調査委員会は、1の設置目的にありますとおり、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する機関でございます。

2の定数及び構成でございますが、定数は5名以内、委員構成につきましては、ご覧の4つの区分から選出しております。

4の開催実績等でございますが、平成27年2月に教育委員会が諮問いたしました事項について、12回の調査、審議の場を経て、平成28年3月に答申をいただいたところでございます。

それでは、議案第36号の裏面にございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、辞職される委員についてでございます。辞職の欄にございますとおり、医師の宮地伸吾委員から、任期途中ではございますが、辞職したい旨の申出がございました。

次に、新たに委嘱する委員についてでございます。名簿の1番目、宮地英雄氏でございますが、北里大学から後任の委員として、ご推薦いただいたものでございます。宮地英雄氏の任期につきましては、附属機関の設置に関する条例におきまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間と定めてありますことから、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいま すよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。この件に、質疑、ご意見がございましたら、お願いをいたします。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第36号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを、 原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

相模原市教職員健康審査会委員の人事について

野村教育長 次に、日程7、議案第37号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

土肥学校教育部長 議案第37号、相模原市教職員健康審査会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市教職員健康審査会は、政令指定都市移行に伴う神奈川県からの移譲事務として、 平成22年4月1日に本市に設置されたものでございます。本審査会は、市立小中学校 の教職員の疾病にかかる治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項について 教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することなどを職務としており ます。

委員の定数は5名、任期は委嘱の日から2年で、現在の委員の任期は平成28年4月

1日から平成30年3月31日まででございます。

本議案につきましては、委員1名から任期途中において辞職したい旨の申出があった ため、これを承認し、後任の委員を相模原市教職員健康審査会規則第2条の規定に基づ き委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条 第1項第11号の規定により、提案するものでございます。

それでは、辞職される委員につきまして、ご説明いたします。

宮地伸吾委員でございますが、北里大学東病院の精神科医で、4期目の任期中でございますが、本人より辞職したい旨の申出があったものでございます。

次に、後任として委嘱する委員につきまして、ご説明いたします。

廣岡孝陽氏でございますが、精神科医で北里大学東病院からご推薦をいただいております。なお、任期につきましては、今回辞職する宮地委員の残任期間となるため、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

福田委員 教職員の健康については、大変大事なことだと思います。開催頻度の毎月1回というのは、去年の実績で毎回開かれていたのでしょうか。また、大体この1回に何人くらいの方が対象になっているのか、その辺りのところを去年の実績で構いませんので説明してください。

金子教職員課担当課長 基本的に毎月開催しておりますが、案件がないときには開催しておりません。平成26・27年度は各11回で、今年度も11回開催しております。審査の内容ですけれども、大体平均しますと1年間に休職から復職する場合は11件程度、療養の経過の報告が大体40件程度となっております。1回当たりですと、そのときによって若干差はございますが、多いときには10件程度あるときもございます。

大山委員 審査会は、委員5名が必ず集まるということですか。また、精神科医が2名入っていますが、これは精神的な疾患が多いことや事例が多いからと理解してよろしいのでしょうか。

金子教職員課担当課長 会議自体は過半数の出席で会議が開かれると規則で定めてございます。ほとんどの場合、5名の委員に出席をしていただいている状況でございます。どうしても診療の関係等で4名になってしまうこともございますが、基本的には5名が出席している状況がございます。また、精神科医の人数につきましては、疾病の状況など

を勘案しまして2名となっておりますが、その他に内科医が1名、整形外科医が1名、 産婦人科医が1名ということで計5名で実施しております。

大山委員 精神科医が2名というのは、精神科的な疾患の事例が多いからということでしょうか。

金子教職員課担当課長 今年度につきましては、精神科の関係の案件が多くなってございますが、身体的な疾患と精神的な疾患についてここ3年程度で見ますと、大体半数程度ずつになってございます。

野村教育長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。

他に質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第37号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを、原案どおり決する にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

相模原市立小・中学校学校の情報化推進計画の策定について 野村教育長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件 1、相模原市立小・中学校学校の情報化推進計画の策定について、事務局より説明をいたします。

齋藤総合学習センター所長 相模原市立小・中学校学校の情報化推進計画の策定について、 ご説明いたします。

はじめに、1の計画の位置付けについてでございます。本計画につきましては、相模原 市教育振興計画やさがみはら未来をひらく学びプランの施策に位置付けております。ま た、新・相模原市総合計画の後期実施計画に合わせ、計画期間を平成29年から平成3 1年までとしております。

次に、2の計画の視点についてでございます。

- (1)として、次期学習指導要領の全面実施及び新しい相模原市総合計画が開始される 平成32年度に向けて、情報教育の円滑な推進や教育環境の整備の充実について準備を 行うこと。
 - (2)といたしまして、全国に対し提案性のある、本市ならではの施策を提案すること。
 - (3)といたしまして、本計画の推進に当たって必要不可欠な、機器や環境の整備の充

実を、技術の進展に合わせ国の新たな施策や支援、企業との連携も視野に入れ、その都度計画し推進すること、の3つを視点といたしました。

詳細につきましては、相模原市立小・中学校学校の情報化推進計画(平成29年度~3 1年度)をご覧いただきたいと存じます。

次に、資料2をご覧いただきたいと存じます。施策についてでございますが、本計画では「情報活用能力の育成」「ICTを活用した授業改善」「校務の情報化」の3つの具体的な施策を立てました。

施策 1 「情報活用能力の育成」につきましては、ICTスキル基準表を改訂し、周知を行う。 2 つ目として、義務教育段階におけるプログラミング教育について、市立小・中学校での授業実践を推進し、その事例集を作成する。 3 点目として、改訂した情報モラルハンドブックを用いた系統的な指導について、市立小・中学校で検証することといたしました。

次に、施策2「ICTを活用した授業改善」につきましては、1つ目として、タブレットPC等のICTを活用した主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりの基礎研究を行う。2点目として、1人1台のタブレットPCを利用する等、ICTを活用した授業改善について研究校を設定し、次世代の学校の実現に向けた準備を行う。3点目といたしまして、仮称情報教育マイスター制度の導入と活用について検討することといたしました。

次に、施策 3 「校務の情報化」につきましては、1点目として、大規模災害に対するリスク管理のため、外部委託による情報資産データのデータセンター化を推進する。2点目として、小学校の校務支援システム導入を検証する。3点目として、ワーク・ライフ・バランスの改善を目指した校務の情報化システムの構築を検討することといたしました。

また、2月に公表されました学習指導要領案においては、情報活用能力の育成や環境整備を進めることが記載されております。

本市の子どもたちの情報活用能力を適切に育成し、全国に向けて本市の魅力ある情報教育を発信し続けることができるよう、本計画を策定し推進してまいりたいと考えてございます。

以上、ご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

野村教育長 報告が終わりました。ただいまの内容につきまして、質疑等がございまし

たら、お願いをいたします。

永井(博)委員 資料の1枚目に計画の視点1、2、3と3つ書いてあります。特に2番の全国に対し提案性のある本市ならではの施策を提案するということで、私も全国の状況は承知していませんが、かなりのスピードで情報教育が進んでいるなと承知しています。そのような中で全国に提案性があるとか、他市に誇れるいうところの具体的な説明をお願いします。

篠原総合学習センター担当課長 まず、情報化推進計画でございますが、全国的に策定している自治体が約4割であり、半数以上が策定されていないという状況となっております。そういった意味では、計画自体が先進的であるということが1点になります。2つ目が情報活用の育成としまして、プログラミング教育を本市としては進めていきたいと考えておりますので、今年度につきましては、小学校、中学校で模擬授業を行っております。中学校におきましては既に義務化されておりますので、進めていきたいと思いますし、小学校におきましても、カリキュラムを策定していきたいと考えております。永井(博)委員 学習指導要領でもプログラミング学習を進めるという表現がありますし、その辺で一時代また違ってきたなというような感じを自分でもっていたのですが、プログラミング指導をここでは教員支援で、研修の拡充と書いてあります。この分野のスピードがとても早いので、遅れてしまわないといいなと思っているということです。どこがどう全国にというのは、私もわからないのですが絶えず情報を、アンテナを高くしておく必要があるのかなと思っています。

篠原総合学習センター担当課長 プログラミングに関してもう少し具体的にお話させていただきますと、中学校におきましては、パソコンルームの更新と一緒に専用のソフトを順次導入していきたいと考えております。今年度も 5 校入れているのですが、来年度も 1 1 校に入れていき、平成 3 0 年度には 3 7 校で入れたいと考えております。

小学校につきましては、夏休みに小学校4年生を対象に研修をしたいと考えております。そして、9月、10月に算数のある単元を決めまして、市内小学校4年生全員として約6,000人の児童がプログラミングの授業を受けるということをやっていきたいと考えております。

タブレットPCに関しましては、現在小学校におきましては72校中62校で導入しております。ただ、各校7台という形になっておりますけれども、平成29年度からはこれを各校11台導入いたしまして、平成29年度中には小学校全72校でタブレット

PCが入るという形になってまいります。

中学校におきましても、現在の計画では平成30年度までには、全ての学校でタブレットPCを導入していきたいと考えているところでございます。

永井(博)委員 相模原の小中学校は、昭和の終わりごろはPCの導入も非常に早かったわけです。それから、平成一桁の時代までは全国に誇るPC教育先進市と言われていたのですが、今は必ずしもそう言い切れない状況があるのではないかと思っています。もちろん、教育のいろいろな面がありますので、全部を出っ張らせるというのはなかなか難しいですが、やはり私は昭和のかかわったところですので、そういった時代があったのにどうしてしまったのかなという、素朴な思いがあります。当然予算絡みのこともありますし、直ちに何とかというのは言えませんけれども、少し力を入れなければいけないのかなと思っています。

野村教育長 タブレットの整備率ですとか、そういう部分では自治体の中でもどちらかというと、遅れつつあるグループに入っているという現状があると認識しています。その辺は、事務局の中でも予算も獲得する中で、やはりしっかり整備率を上げていこうというのは、1つの共通の認識としているところであります。

大山委員 文部科学省がプログラミング教育として、小中学生がコンピュータに慣れるというか、それを要するに導入する。ツールとしての導入に関しては、私は異議がないと思うのです。しかし、本市の教職員で指導力というか、活用指導力が今後重要であると書かれているのだけれど、これをどのように強化していくのかということが問題点の1つなのかなと思うのです。具体的に何か強化する目的があるのか、それから、どのように学ぶかというところでICTの活用により、子どもたちのどんな能力を伸ばすことにつなげるか説明をお願いします。

齋藤総合学習センター所長 委員ご指摘のとおりツールでございますので、普段の授業において効果的にICTを使って子どもたちが主体的に学べるような形をつくるため、現在も学校に様々な聞き取りをさせていただいたり、コンピュータ自体使ったことがないという先生に焦点を当てまして、実はボタンがここにあってという操作からお話をさせていただいております。やはり力のある先生に使っていただくと効果的であるということが、実証でわかってまいりましたので、今後平成29年度の研修であるとか、夏の研究発表会で多くの先生に知っていただき、使ったらこんなに子どもたちが伸びたよというところを、きちんと先生方に理解していただけるように、地道に取り組んでまいり

たいと考えております。

大山委員 文部科学省が 2 、 3 0 年先のいわゆる職業の選択で、第 4 の云々と書いてあるのですけれども、じゃあ、今のこういう教育がそこにつながるのかなというのが、私の素朴な疑問なのです。皆さんがツールとして活用し親しむとか使うとかいうのは、これは必然的な問題だと思うのです。教育の場にこれを導入して、国としてはどのようにもっていくのかが、わからないです。

篠原総合学習センター担当課長 まず、情報関係に関しましては、情報活用能力を育成したいと考えています。情報活用能力というのは、例えば、世間には情報がたくさんありますが、その情報を取捨選択して自分の中で考えて、それを表現していくといった能力になります。その際にICTを使うことによって思考を可視化したりですとか、瞬時にたくさんの情報を共有したり、思考を繰り返していきます。ICTを使うことによって、瞬時にそういうことができるような形になっていき、情報活用能力を育成していくことができると考えております。将来的に、今ある職業の3分の2がなくなってくると言われていますので、そういったところでは、情報活用能力を育成することがとても大事なことではないかと考えています。

大山委員 今でも、情報活用能力が必要とされているわけでしょう。今、お話になったことというのは、現在も必要とされているわけです。ツールとして、小中学校の小さいころからそういうことを取得することは非常に大事だと思います。ツールは大事です。ただ、この先、どういう教育にもっていくのかというところが、中央教育審議会でどういう議論がされて、どういう夢のある教室、それから、どういう人間像をつくっていくのか、その辺りが見えないのです。

篠原総合学習センター担当課長 確かにおっしゃるとおりでございますが、この3年間の中で、平成32年度から新しい学習指導要領が入ってまいります。この3年間の中で、バランスを考えていければと考えているところでございます。本当に子どもたちに、こうなってもらいたいという部分が、もう少し打ち出せるようにこの3年間しっかりとやっていきたいと考えております。

野村教育長 大山委員ご指摘のように、情報活用能力を向上したその先の目指す像というのをはっきりさせておかなければという、ご指摘ですよね。これは1つ大きな課題だと私も思いますので、一緒にまた考えていきましょう。

永井(廣)委員 タブレットなどをみんなに使わせるというのは、すごくいいと思うの

ですが、物がモノだけにうっかり壊す、うっかり落として画面を割ってしまったとか、 それで使えなくなるとみんなが「おまえのせいで、できなかったじゃないか」とか、そ ういうことになってもかわいそうなので、例えば機器を壊したときの対応についてお聞 きします。

篠原総合学習センター担当課長 タブレットに関しましては、基本、リース契約で導入 しておりまして、その中で保守契約を結んでおります。破損した場合につきましては、 すぐ交換して新しいものが入ってくるという形になっております。

福田委員 国立情報教育研究所の新井紀子さんの発言などを聴いていると、やはリツールを学んで基本的な操作能力ということは必要だと思うのですが、それをアウトプットしていくというところまでの過程では、基礎学力、特に言葉がしっかり読み取れるとか、そういうところがないと操作されてしまう方になってしまって、発信していく力どころか、基礎学力のない人はいろんなところで被害を受けていくようなことがあるということも合わせて、わかるような授業づくりをしていってほしいと思います。

大山委員 情報モラルハンドブックでの継続的な指導というのは、よくわかります。並んで大事なことは、タブレットPCでもコンピュータでもいいです、とにかく児童生徒の目、いわゆる健康に対しての配慮を、これやはり必ず一言入れていただきたいのです。以前から言っていますけれども、例えば授業で使ったら必ず目を休めるとか、そういう配慮は必要だと思います。

篠原総合学習センター担当課長 それにつきましては、情報モラルハンドブックの中に も入れております。スマホを使い過ぎないですとか、どのくらい使えるとか、そういっ たところを書いておりますので、道徳ですとか授業の中でそういった部分も指導してい きたいと考えております。

野村教育長 他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について 野村教育長 では、報告案件2に移ります。

相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、事務局より説明をいた します。

江戸谷学校教育課長 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご

報告を申し上げます。

恐れ入りますが、答申書の1ページをご覧ください。本答申書は、教育委員会が平成28年11月7日付で諮問いたしました2つの事項につきまして、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

教育委員会が諮問した内容でございますが、諮問事項1といたしまして、市が平成27年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項2といたしまして、市立小中学校が平成27年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についての2つの事項でございます。

相模原市子どものいじめに関する審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の 規定に基づき設置された教育委員会の附属機関で、いじめ防止等のための実効的な対策 について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申する機関でございます。

このことを踏まえまして、諮問事項につきまして、同審議会が本市のいじめ防止基本 方針に定めるいじめの防止等の取り組みが、実効的に機能しているかご審議をいただき、 これまでの審議の結果を取りまとめ、答申書としてご提出いただいたものでございます。 恐れ入りますが2ページをご覧ください。

本答申書の構成についてご説明を申し上げます。 2 ページから 4 ページが、諮問事項 1 の市が実施したいじめ防止等の施策の実施状況について、 5 ページ以降が、諮問事項 2 の市立小中学校が実施したいじめ防止等の施策の実施状況について、審議に基づく提言が示されております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと存じます。

はじめに、(1)市基本方針に関することについてでございます。アの各委員から出された主な意見では、審議会が開催される中で、各委員から出されました主な意見が示されており、例えば、1つ目の丸でございますが、「市基本方針に掲げた施策は、相模原市子どもの権利条例の趣旨を踏まえた、子どもの権利を尊重し、保障するために実施するものであることを示してほしい」とのご意見が示されております。

これらのご意見を取りまとめ、審議会として総括された内容が、イの提言として示されております。提言の中では、5行目から示されておりますとおり、教育委員会は、いじめ防止等のための対策を推進するために、本施策は子どもの権利を尊重し、実施していることについて、地域や保護者の理解を得られるよう啓発に努めるとともに、今後も推進に向けた姿勢の維持・取り組みの徹底を図られたい。

また、市基本方針の見直しに当たっては、「相模原市いじめの防止等に関する条例」、「相模原市子どもの権利条例」等を踏まえ、子どもの人権が尊重されること、いじめの 捉え方や組織的な取り組みを徹底することを明示されたいと示されております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。

(2)市の具体的な取り組みに関することにつきまして、ご覧の6つのご意見を踏まえ、 提言が示されております。

イの提言でございますが、「いじめはどこにでも起こり、誰もが加害者・被害者になり得るものであるとの認識をもち、未然防止・早期発見・早期対応に努める必要がある。 そのため、学校内の組織が問題解決のために、迅速に対応できるシステムの構築や教育 委員会による学校への支援策を積極的に展開することが重要である。教育委員会においても市長部局と、より緊密な協力・連携が図られるよう配慮されたい。」とございます。

また、4ページにおきましては、4行目から示されておりますとおり、「いじめの問題はインターネットの普及や子どもの貧困等、社会の動向に伴い、家庭や地域における青少年にかかる様々な課題と密接な関係があることから、常に地域への啓発活動や、保護者等の理解を得る取組を行うなど、実態に基づいた取組を継続されたい。さらに、いじめの未然防止に向けて実施している各学校の児童生徒が主体となった様々な取組の積極的な周知や、相模原市と教育委員会が主催をしているいじめ防止フォーラムの一層の充実を図られたい。」と提言をいただいております。

恐れ入りますが、5ページをお開きいただきたいと存じます。

諮問事項2に対する、(1)学校いじめ防止基本方針に関することでございます。

アの各委員から出された意見の2つ目の丸におきまして、「いじめの未然防止のためには、日常の授業の中で、子どもたちが助け合い、共同して学ぶことができる主体的な取り組みを継続することが有効」とのご意見をいただいており、イの提言では、各学校は、いじめを積極的に認知することが重要で、常に学校いじめ防止基本方針を念頭に置き、実効的な取組が行われ、十分な成果を得ているかを点検することが重要であり、基本方針に基づく取組について、保護者や地域に理解を得ることが求められております。

「また、日ごろから子どもたちが友達との関係について考える機会を意図的に設定するとともに、いじめ防止などを取り上げて、どのように行動することが正しいかを考える機会を持つなど、子どもたち自身が自分の問題として考えられるよう配慮されたい。 その際に学校は、日ごろの教育活動が子どもの主体的な学習を大切にしているかを見直 すよう努められたい。」と示されております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと存じます。

(2) いじめの未然防止や、早期発見・早期対応等の具体的な取り組みに関することにつきまして、学校の取組に対する提言が示されております。

イの提言でございますが、「いじめの未然防止等のためには、日ごろから人権を尊重し合い、思いやり、認め合うことが重要である。子どもたち一人ひとりが主体的に行動し誰もが活躍でき、自由に発言し議論できる集団づくりを心がけるとともに、魅力ある学校づくり調査研究事業で得た成果を生かし、楽しい授業、よくわかる授業の実施を継続していただきたい。また、小中学校の連携を意識した取り組みを推進することはもとより、同じ中学校区内の少少連携も含め、いじめや不登校といった共通の課題解決に向けた取り組みの充実を図るよう努められたい。」と示されております。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げました。

野村教育長 説明が終わりました。この内容について、ご意見、ご質問等がありました ら、お願いいたします。

福田委員 いじめに関する審議会の最後の提言のところにありますように、やはり日ごろからの人権意識を醸成するような、取組が重要だと読み取りましたが、子どもたちがともに発言し、また、協力し合うような集団づくりというところが本当に重要だなと思いまして、非常にいい提言いただいたなと思います。こうした提言については、PTA等でまた話し合うような機会というのがあるのでしょうか。日本の家庭は、子どもの数がとても少なくなって、親の構図から見ても子どもの力が弱いという中で、人権が本当に簡単に無視されるようなことが私はあるように思います。ですから、やはり子どもの主体性を育てるとか、子どもを大切にするということはどういうことなのかというようなことも、ぜひ家庭の中でも考えていただき、子どもが人として生きていく権利を保障されており、学校の中で話し合う土台にあるということを、やはりPTAの会合等でうまく伝わるようにすることが必要なのではないかなと思います。PTAも必要ないとかというような議論も、間々あるそうですから、本当に今、子どもたちが置かれている状況というのは、昔の兄弟がいてけんかしてその中で子ども一人ひとりが尊重されるというようなことを、日々の活動の中でつくっていく時代と違って、子どもが本当にないがしろにされて、親の意のままにということが横行しているのに、それが普通になってし

まっているようなことに気がつかないことがよくあると思うのです。こういう時代こそ PTAが必要だというところです。みんなでやはり親も話し合って、子どもたちを見守っていくようなことがやはり学校の中でも保護者に伝わって、PTAの大切さということを認識しないと、「あんなのもう大変だから」という形でなくなってしまったら、学校の中での民主主義とか、家庭の中での民主主義というものを大事にしていく場が私は希薄になっていくような気がしますので、PTAの方々にはぜひそういうところを大事にしていただきたいなということを申し上げていただきたいなと思います。

永井(廣)委員 3ページのイの提言に、「市長部局の青少年問題を扱う会議等に教育委員会が積極的に出向き、情報提供する場や意見聴取をする場を活用すること」と書いてあるのですが、私たちも参加させていただきたいし、情報も共有させていただきたいし、どんどん積極的に子どもたちの環境や状態をよくするための関わりには、参加させていただきたいなと思っているので、実際にそういう動きができるようにしていただければありがたいなと思っています。

野村教育長 何度か申し上げたことありますけれど、市長部局との子どもに関する問題の連携ということでは、この4月に新しく「こども・若者未来局」という組織ができます。その組織の1つの中に、子育て支援センターが各区にできます。今回新たな取組としては、そこに指導主事を人事交流で全ての区のその組織に派遣することといたしました。ですから、より教育委員会、学校と市長部局の組織が一体となって、いじめの問題だけではなくて、子どもに関するいろんな課題についての支援、取組をするという組織がまた一歩動き出しますので、その辺りも注目していただけたらと思います。

大山委員 今、教育長がおっしゃった「こども・若者未来局」の区に指導主事が常駐するという話については、今のこども家庭相談課になるのでしょうか。

佐藤生涯学習部長 これまでの「こども家庭相談課」の名前を改めまして「子育て支援 センター」として、そこに保健所の母子の機能をつけ加えて一緒の組織となります。

大山委員 指導主事も入っているのでしょうか。

佐藤生涯学習部長 入っております。

大山委員 そうすると、従来の各区にあるこども相談の療育も入るだろうし、教育の評議委員会からもそこに入ってくる。そうすると、子どものいわゆる、いじめの問題もそうだし、子どもの貧困もそうだし、虐待もそうで、全部そこで包括して各区ごとにできる。

野村教育長 そうですね。そういう形です。

大山委員 陽光園の1つの療育の機能が、各区に分かれるのですよね。

野村教育長 はい、そうです。他にはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、最後に次回の開催予定についてです。次回の会議予定日ですが、4月14日金曜日、午後3時から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は4月14日金曜日、午後3時開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

閉 会

午後4時52分 閉会